

《ご自宅で経過観察をされる皆様へ》

新型コロナウイルス感染症の流行が広がっています。普通の風邪の症状と、新型コロナウイルス感染症の初期は、症状に差がありません。発熱、風邪症状のある方は、すべての方が、外出の自粛など、慎重に対応していただく必要があります。

新型コロナウイルス感染症であった場合も、厚生労働省からは、緊急的な入院の適応がない方は自宅療養で経過をみて頂く方針が勧められております。皆様には大変ご心配をおかけいたしますが、ご理解のほどを何卒宜しくお願い申し上げます。

青葉区新型コロナウイルス感染症対策本部

【自宅療養の際にご注意いただく事】

I. 生活における注意点

- ① なるべく御自分のお部屋でお過ごしください。
- ② 看護をされる方は特定の方にしてください。
- ③ 定期的に換気をしてください。
- ④ 食器やタオルなどは共有しないでください。
- ⑤ 衣類やシーツは洗剤による洗濯でかまいません。
- ⑥ ごみは密閉して廃棄してください。

II. 病状における注意点

- ① 日常レベルの動作で息切れが出現した際や、意識レベルの低下を認めた際にはすぐに下記センターに御連絡下さい。
- ② 食欲が低下している場合は脱水にならないよう水分摂取に努めてください。経口補水液やゼリー飲料なども有用です。
- ③ 症状は改善してきているものの、まだ内服薬を必要とする際は当院まで電話で御連絡下さい。
- ④ 現在の所明らかな復職可能時期は決まっておりません。以下は一つの目安となりますのでご参照ください。
 - ・症状が出現してから7日以上経過している。
 - ・解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善してから72時間が経過している。

☎ 御連絡は下記相談窓口まで

新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター：045-664-7761

青葉区福祉保健センター福祉保健課：045-978-2438